

世界遺産制度の問題点に関する一考察

高倉 健一[※]

はじめに

世界遺産（World Heritage）は、近年旅行雑誌やテレビの旅行番組においてよく特集されていることもあって観光名所として特に人気があり、その知名度も高い。世界遺産に登録されている物件は毎年増加しており、その総数は1000件を超えようとしている。登録物件は自然遺産や文化遺産などどれも素晴らしいものであるが、登録されることで注目度が上がり観光客が増加するなど観光資源としての価値が高くなるという経済的なメリットがある半面、登録物件の保護が難しくなるというデメリットも発生する。また世界遺産登録やその抹消等に関して政治的・経済的な事情が働く場合もあり、世界遺産制度上の問題点として指摘されている。

このような状況にある世界遺産に関する研究のひとつとして、本稿では世界遺産の制度上における問題点について世界遺産登録地域で起きている様々な事例を提示しながら見ていき、問題解決のために今後必要とされる対応策について考察していく。

1. 世界遺産の概要と目的

世界遺産の概要

世界遺産とは、1972年に国連の専門機関であるユネスコ（UNESCO）の第17回総会で採択された世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに登録されている、建造物や自然などの顕著な普遍的価値を有する不動産の総称である。この世界遺産条約の正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」であり、2012年7月現在、189カ国がこの条約を締約している。38条の条文からなり、締約国への世界遺産の国内および国際的な保護の義務やそのための機関の設立、自国民に対して世界遺産の評価や尊重に関する教育活動をおこなうこと等が明記されている。世界遺産に登録されるためには、まず条約締約国の政府機関が国内の登録候補物件を掲載した暫定リストを作成してユネスコに提出し、次にその中から原則1年につき各国1物件を世界遺産委員会（The World Heritage Committee）に推薦し、それが承認されると正式に世界遺産へ登録されるという仕組みとなっている¹。

世界遺産には、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観などの「文化

※神奈川大学歴史民俗資料科学研究科博士後期課程

遺産」と、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生息地などの「自然遺産」、そして両方の価値を兼ね揃えている「複合遺産」の3種類があり、これらは世界遺産委員会が定める10の登録基準²の適用によって振り分けられる。また、いずれも有形の不動産が登録対象となっており、2012年7月現在の登録数は文化遺産745件、自然遺産188件、複合遺産29件の合計962件となっている³。また登録物件の中で破損が著しいなどの危機的状況にあるものは「危機にさらされている世界遺産」として危機遺産リストに登録され、世界遺産基金の財政的支援や技術支援等の国際的な支援が受けられるようになるが、それでも危機的状況が改善されない場合は世界遺産委員会での決定により世界遺産登録が抹消されることになる(2012年7月現在、危機遺産リスト34件、登録抹消2件)⁴。

世界遺産条約の目的

世界遺産条約が採択された第一の目的は、世界遺産条約の正式名称にも「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」とあるように世界遺産リストに登録した物件を保護することである。これは、条約の第4条で自国内に存在する世界遺産登録物件を保護し次世代に伝えていくことを条約締約国に義務として課していることや、第6条で他国にある世界遺産に関する保護についても協力することを国際社会全体の義務として認識することを明記していることからわかる。また条約採択の歴史を見ると、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏が自著にて、世界遺産条約が採択される前にユネスコによって採択された「武力紛争の際の文化財の保護のための条約(通称：ハーグ条約または1954年ハーグ条約)」や「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」などの文化遺産の保護に関する国際的な規範作成の経緯や、1960年代以降のエジプトのアブ・シンベル神殿の救済などの文化遺産の国際的な救済活動をユネスコが音頭を取って行ったことなどが世界遺産条約を採択することに至った重要な背景としてあったことや、ユネスコの協力のもとに国際会議の場で「歴史的記念建造物及び遺跡の保存と修復のための国際憲章(通称：ヴェネツィア憲章)」がまとめられたことが世界遺産条約の根幹を成す考え方であり⁵、ここからも世界遺産条約がその登録物件である世界遺産の保護を目的として採択されたことがわかるだろう。

しかし、現在の世界遺産をとりまく状況を見ると、保護が第一の目的というよりは顕著な普遍的価値を有する不動産であるという評価を世界遺産に登録することで得るということが第一の目的として認識されているように思われる。例えば、最近の世界遺産観光ブームを見てもわかるように世界遺産として登録されることで観光資源としての価値が上がり観光客が増加するため、地域開発を進めるための資源として利用するために世界各地で世界遺産への登録を目指す運動が行われており、それを行政が地域開発政策として後押しするという状況がみられる⁶ことから、世界遺産に登録されて評価されることが大きな目的となっていることがわかる。また、世界遺産条約が採択される過程において、ユネスコが文化遺産の国際的な救済活動の経験から国際援助が必要な物件を登録するという概念を考えていたのに対してアメリカは国際社会が重要だと

考える物件を登録するという概念を提唱し、結果として主にアメリカ型の概念が世界遺産リストに反映され、ユネスコ型の概念が危機遺産リストに反映されたという経緯がある⁷。このことも現在の世界遺産をとりまく状況に少なからぬ影響を与えていると言えるだろう。

もちろん、顕著な普遍的価値を有する不動産となることが第一の目的であったとしても、そのことで登録物件が人類共通の宝として評価されて後世に伝えるために保護されるということにもなるため、結果としては同じように思われる。しかし、「保護するために登録する」ということと、「評価を得るために登録し、その結果として保護されるようになる」ということは違う。それは、後者では評価を得ることの目的が観光資源として利用すること、もしくは評価されるということ自体が登録の目的であり、それらが達成されていれば保護は第一の目的とはならない場合があるからである。このことについて松浦氏も、各国が世界遺産の登録を求める大きな理由のひとつが観光客誘致であり、そのことによる観光客の増加を世界遺産にかかる7つの脅威のひとつとして挙げ、世界遺産の破壊につながるような行為は何としても阻止しなければいけないと危惧している⁸。このように、世界遺産に登録されても本来の保護という目的が達成されない場合も起こりえるのである。

それでは、世界遺産条約に基づいて世界遺産として登録し保護するというこの制度には、登録物件の保護という観点からみてどのような問題点があるだろうか。世界遺産登録に関するいくつかの事例を紹介しながらその問題点について考察していく。

2. 世界遺産制度における問題点

世界遺産センターの役割における問題点

ユネスコが世界遺産制度に関する活動をおこなうための事務局としてあるのが、世界遺産センター（The UNESCO World Heritage Centre）である。世界遺産センターでは総会や世界遺産委員会、世界遺産ビューロー会議を取り仕切るほか、締約国に対するアドバイスや技術セミナーの開催、世界遺産基金の管理等の活動をおこなっている⁹。また世界遺産センターが取り仕切っている世界遺産委員会では、締約国から提出された推薦書に基づいて世界遺産リストや危機遺産リストに登録する物件の決定や、既に登録されている世界遺産物件の保全状態の監視などの活動をおこなっている。また締約国からの国際援助の申し出に対して、専門家の派遣や機材および資金の提供などをおこなっている¹⁰。

このように、世界遺産センターは世界遺産リストへの登録の決定や監視をおこない、保護活動を怠っている物件の地域や政府に対して注意喚起や保護に関するアドバイスや技術提供等をおこなうことはできるようになっている。さらに登録基準を満たさなくなるほどの危険な状態にあると判断すれば、危機遺産リストに登録して状況を是正する必要があることを強く勧告するとともに国際的支援や世界遺産基金による資金援助をうけることができるようにして保護活動を支援することができる。しかし、世界遺産センターからの注意喚起等に締約国が従わず保護活動

が進まないことになっても、当該国に罰則等を与えることはできず、また直接保護活動をおこなうこともできない。これは、ユネスコは国際条約をまず作り、それに基づいて国内法を作ってもらうということに力を入れているというスタンスをとっており¹¹、そのため世界遺産条約による保護活動に関しても基本的には締約国による国内法の整備を登録審査時に厳しく審査するが、登録後の保護活動は締約国が国内法に基づいておこなうという形式をとっているためである。また罰則に関しても、例えば前出したハーグ条約では第28条において「締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必用なすべての措置をとることを約束する」と規定しており¹²、これによって武力紛争時において文化財の破壊や略奪等の行動を行った者に対して罰則を与えることができるようになっているが、世界遺産条約にはこのような規定はないため、違反した者に罰則を与えることができないのである。

このように、世界遺産として登録された物件を保護するための強い権限は世界遺産センターやユネスコにはなく、登録物件のある地域の行政や政府の判断によって保護できるか否かが大きく変わってしまうのである。そして、保護活動が進まず破壊や環境変化等で登録基準を満たせなくなるほどの状況になった際には、ユネスコは最終的には次に紹介するような世界遺産登録の抹消という選択しかできないのである。

危機遺産登録や世界遺産登録の抹消における問題点

武力紛争や自然災害、過度の観光開発や商業的密猟などの原因によって、現状は危機遺産リストには登録されるほどではないが世界遺産委員会から保護管理状況の改善を勧告されている地域が少なからずある¹³。そして勧告を受けた後も状況が改善されない場合にはまず危機遺産リストに登録されることになる。危機遺産リストへの登録は、世界遺産委員会が条約上「重大かつ特別な危険」が生じていると判断した場合、同委員会は登録物件のある地域の当該国の同意がなくても作業指針上は危機遺産リストに登録できることになっている。しかし、実際には当該国政府が猛烈に反対した場合には世界遺産委員会がその反対を押し切って危機リストに記載することは政治的に難しいと元ユネスコ事務局長の松浦氏も述べており¹⁴、またそのひとつの事例として、複合遺産として登録されているオーストラリアの「カカドゥ国立公園」(図1)の例を挙げている¹⁵。

この事例は、カカドゥ国立公園の近くでウラン鉱脈が発見されて鉱山開発が進められる動きが起きた際、地元の先住民やNGOが開発に猛反対するなか、オーストラリア政府は世界遺産登録地域の指定範囲外であることをアピール、その後、1998年の調査ミッションにてまとめられた報告書「主

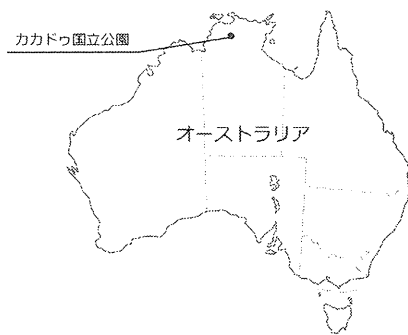


図1 「カカドゥ国立公園」

にウラン採掘計画により、カカドゥ国立公園の文化や自然遺産に対する明らかな、あるいは潜在する深刻な危険」が同年に京都で開催された第22回世界遺産委員会に提出されて危機遺産リストへの登録が議論された際に、オーストラリア政府が「カカドゥ国立公園を危機遺産リストに載せることは国の威信に関わり、また将来のウラン鉱開発にも支障をきたす」と主張して強く抵抗したというものである。最終的には半年後のパリでの臨時世界委員会にてオーストラリア政府がウラン鉱開発に関して厳しいガイドラインを示し、世界遺産委員会がそれを了承することで危機遺産リストへの登録が回避されることとなったのだが、ここからは世界遺産委員会が危機遺産リストへの登録を決定する際において政治的な影響力が大きく働くことがわかる。さらに、上記の第22回世界遺産委員会で松浦氏が議長を務めることになった背景には後のユネスコ事務局長選挙への配慮があり、カカドゥ国立公園の取り扱い方によってはユネスコ事務局長選挙にマイナスに働いていたかも知れないとも述べている¹⁶。つまり、世界遺産委員会の判断のみならず、ユネスコの運営自体にも政治的な影響力が大きく働いているということがわかる。もちろん、ユネスコは世界各国が加盟する国連の機関のひとつであるため、国際的な政治力が働くのはある意味当然なのだが、このような中で上記の事例のように登録物件の保護に関する判断をしなければいけないことは、問題点として指摘せざるを得ないのである。

次に世界遺産登録の抹消についてみると、2012年7月現在で2件の登録抹消事例が出ている。ひとつは2007年に登録抹消になったオマーンの「アラビアオリックスの保護区」、(図2) もうひとつは2009年に登録抹消になったドイツの「ドレスデン・エルベ渓谷」(図3)である。ひとつ目の事例は、保護区内に石油資源が見つかり、オマーン政府が経済開発を優先するために「広範囲にわたって密猟の取り締まりが徹底できずアラビアオリックスの保護管理が徹底できない」ことを理由に登録範囲を大幅に縮小するか、それができないなら登録を抹消することを願ったもので、世界遺産委員会でも最初はオマーン政府からの申請に対して納得せずいろいろともめたが、結局、委員会メンバーの3分の2以上の同意を得て登録が抹消されたというものである¹⁷。この事例では、先のカカドゥ国立公園の危機遺産リストへの登録に対してオーストラリア政府が強く抵抗した事例とは反対に

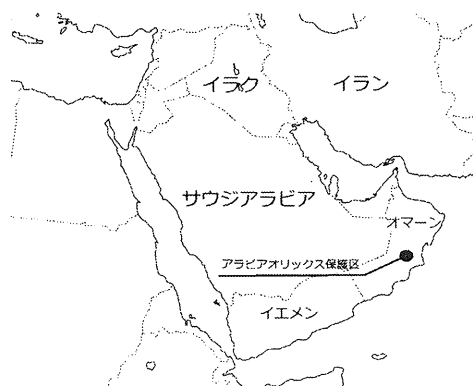


図2 「アラビアオリックスの保護区」

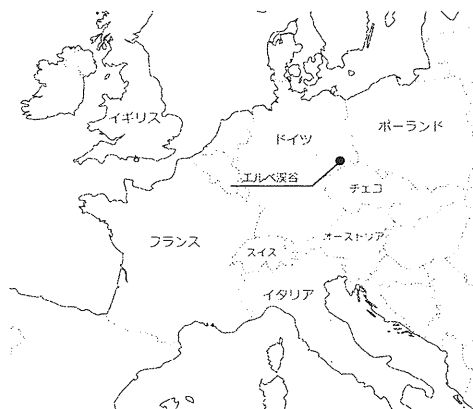


図3 「ドレスデン・エルベ渓谷」

オマーン政府から登録抹消を願い出ており、登録抹消の最終的な決定権は世界遺産委員会にあるようにみえるが、実際には登録抹消の投票結果の際に1票足りないところをオマーン政府が根強くキャンペーンをおこない、世界遺産委員会が最終的に登録抹消に同意したという¹⁸。登録抹消を願い出た理由が経済開発を優先することによるものと指摘されていることからわかるように、この事例では当該国政府が登録物件の保護よりも経済開発等ほかのことを優先した場合には、世界遺産に登録して保護するという本来の目的が果たせなくなるということを如実に示しているのである。

ふたつ目の事例は、ドレスデンの都市と中央を流れるエルベ川との文化的景観などが評価されて2004年に世界遺産に登録されたが、その後以前からあったエルベ川に橋を建設する計画が2005年の住民投票によって約7割の賛成を得て可決されると、世界遺産委員会によって文化的景観の危機が指摘されて2006年に危機遺産リストに登録されたが、そのまま橋が建設されることになったため2009年に世界遺産委員会の決定によって世界遺産登録が抹消されたというものである¹⁹。この事例からは世界遺産の制度に関するいくつかの問題点が見えてくる。まず、直接の登録抹消の原因となった文化的景観の危機であるが、この「文化的景観」という概念は世界遺産条約が採択された当初にはなかったもので、1992年の第16回世界遺産委員会において条約改正ではなく運用のためのガイドラインの修正によって導入されたものである。文化的景観は人類が意図的に創造した景観や有機的に進化する景観、人類と自然との精神的交流を示す景観の3つのカテゴリーに分けられ、従来からの文化遺産の登録基準の範囲を実質的に拡大させるものとなっている²⁰。筆者はこの文化的景観という概念はとても曖昧なものとする。例えば、文化は人の生活の営みの中から創造され、そして生活の中で絶えず少しずつ変化しながら脈々と継続されていくものであり、時代や地域によって異なるものである。つまり文化的景観という概念は時代や地域、見る人によって異なる場合が往々にしてあるため、定義が曖昧なものであると言える。またそのことから言えば、この事例のドレスデンが長い歴史における人の営みの中で川沿いに街が作られたものが文化的景観と評価されているものであるなら、現在の住民が自分達的意思によって生活において必要なものとして建設する橋は生活の中から生まれた文化的景観の一部となり得るとも考えられるのではないだろうか。もちろん、多くの人が見て文化的景観を損ねていないと思える周囲の景観に合致したデザインにする等の配慮は当然必要であるが、例えばシドニーのオペラハウスのように登録基準は違うが比較的新しい建造物（2007年の登録時点で完成してから33年、1981年の推薦時はわずか8年）が世界遺産として登録されている例もあるので、建造年の新旧はさして問題ではなく、あくまで文化的景観の一部として評価されるものであれば登録基準を満たす可能性も否定できないと考える。つまり、それだけ文化的景観という概念はその基準が変化してしまう曖昧なものであり、この概念によって世界遺産に登録されることで保護される物件が増えたという功績があるものの、その基準の曖昧さから人々の生活活動によって（登録された当時の）文化的景観が変化したとして登録が抹消される結果を今後も生み出しかねないというマイナス面も含んでいるのである。さらに、観光人類学者である山下晋司氏が「世界遺産は

ローカル・ナショナル・インターナショナルな複雑な連続体のなかの様々なネゴシエーションによって決定されているということであり、世界遺産でいう普遍的な価値とはそうした交渉の産物でしかない」と指摘している²¹ように、世界遺産の価値を判断するための登録基準も絶対的なものではなく、状況によってその判断内容は変化するものなのである。

また、このドレスデンの事例では市民の意思によって結果的に世界遺産の登録抹消となったと言える。ドイツは比較的中央集権化が進んでおり、この事例のように住民が自分達の地域に関する事柄を決定することが多い。松浦氏もドイツのメルケル首相に注意を喚起する手紙を送った際に、「ユネスコの懸念を関係者に伝える」という回答から、こうした決定はすべて市に任せているため連邦政府ができることは限られているという趣旨を理解したと語っており²²、ドイツの国としての登録抹消の容認というよりは登録物件のある地域の住民による決定による登録抹消の事例と言えるだろう。このことからわかることは、ひとつ目の事例で見た当該国の政策による保護に対する脅威のみならず、登録物件のある地域に住む住民の意思によっても世界遺産制度による保護が進まなくなる場合が起こりえるということであり、登録物件の保護のためは住民の意思や生活にも配慮できるような仕組み作りが今後必要とされてくると筆者は考える。このことについては後述する人が住む街並みが登録物件となっている世界遺産の事例でも取り上げていく。

では、以上に紹介したような事例における保護活動への脅威について、世界遺産として保護を続けていくために打つ手はないのだろうか。結論から言うと、残念ながら現在の世界遺産の制度ではないと言わざるを得ない。例えば、先述したように世界遺産条約にはハーグ条約のような罰則規定がないため、違反した者に罰則を与えることができない。罰則を科すことで行動を制限することは必ずしも良い解決策とは言えないが、例えば登録を抹消することの目的となる経済開発による利益よりも何かしらの罰則による損失のほうが大きいと判断される場合は、登録抹消することを中止ないしは何らかの代替案を取ることになるだろう。唯一の制裁方法が登録抹消という現在の制度では、登録抹消を望む者に対してはそもそも制裁にならないのである。また、ドレスデンの事例でも橋ではなくトンネルを建設することをユネスコが代替案として提示したが、橋を建設するよりもトンネルを建設する方がコストが高くなり、その増加分の多くを地域住民が負担することになるため採用されなかったという経緯がある²³。ドレスデンは登録抹消の前に危機遺産リストに登録されていたため、ユネスコから国際的支援や世界遺産基金による資金援助等の保護活動の支援を受けることができていたはずである。資金面以外にも様々な問題が影響していると思われるため一概には言うことはできないが、先のユネスコの提案が実現できなかったということはユネスコが住民の意思を変えるほどの支援をすることができなかったということであり、世界遺産の保護という面からみればユネスコの現在の制度では対応しきれていないことを表していると言える。

このように、世界遺産に登録された物件を保護するための強い権限は世界遺産センターやユネスコにはないため、登録物件のある国や地域の判断によって保護できるか否かが大きく変わってしまうのである。もちろん、カンボジアのアンコール遺跡やペナンのアボメイの王宮群などのよ

うに一度危機遺産リストに登録されてからユネスコによる国際的な支援を受けて復旧し、危機遺産リストから外れて通常の世界遺産リストのみの登録となった物件も数多くある²⁴が、上記のような事例が起きた際にもユネスコが主体的に保護活動をおこなうことができるように現状の制度を改良する必要があると筆者は考える。

3. 世界遺産物件にみられる様々な問題点

以上、危機遺産リストや世界遺産登録の抹消に関する問題点を見てきたが、現在世界遺産として登録されている物件の中にも様々な問題に見舞われている事例を見ることができる。例えば世界遺産の目的の項でも少し触れたが、松浦氏は世界遺産には自然による劣化や災害、戦争や内戦または人為的な行為による破壊、経済開発や都市開発、観光客の増加による影響など7つの脅威があるとして、こうした問題からどのように保護していくかが、初めて登録抹消の事例が出た2007年以降における世界遺産制度上の一番大きな課題だとしている²⁵。それらについていくつか事例を紹介しながら見ていこう。

人為的な破壊行為に関する脅威

まず、人為的な破壊行為に関する脅威についてみると、つい最近エジプトのピラミッドやスフィンクス（図4）を破壊するという発言がなされたというニュースが報道された。これは、2012年11月13日のCNNの記事²⁶で、エジプトの急進派であるイスラム指導者モーガン・ゴハリ氏がエジプト民間放送局ドリームTV2の番組に出演した際に、「もし自分達が政治の実権を握れば世界遺産に登録されているフィンクスとピラミッドを躊躇なく破壊する」と発言したというものである。また、番組内での司会者の質問に対して「シャリア（イスラム法）に従えば、偶像はすべて破壊しなければならない」「崇拝されている、あるいは崇拝されている疑いのある偶像、地球上で1人でも崇拝者がいる偶像は破壊する必要がある」との発言を繰り返し、別の出演者が「スフィンクスとピラミッドはエジプトだけのものではなく、人類にとっての遺産だ」と訴えたがゴハリ氏の態度は変わらなかったという。

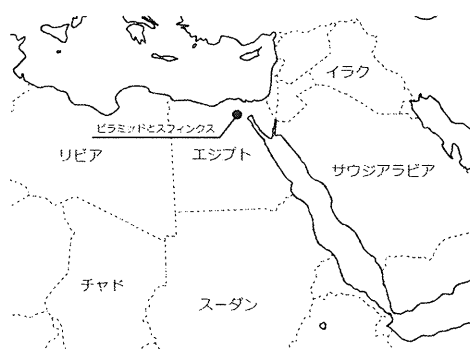


図4 「ピラミッドとスフィンクス」

もちろんこれはある一部の政治勢力に属する人の意見でありまだ実際にはおこなわれていないことだが、このことから見えてくることは、現在世界遺産条約の趣旨に賛同して条約を批准している国においても、政治体制や国内情勢の変動によっては人為的な破壊行為がおこなわれるなど世界遺産条約による保護も効力を持たなくなる可能性があるということである。そして現状の世界遺産制度では当該国が望まない場合は保護活動をおこなうことは難しいため、万一政治体制

が変わり実際に破壊行為が行われても、その政治体制が変わらない限り世界遺産登録を抹消することしかできないのである。

上記事例と似たようなことが2001年3月に実際に起きている。アフガニスタンのバーミヤン渓谷（図5）で起きた二大大仏の破壊行為²⁷である。バーミヤン渓谷の二大大仏は元々「バーミヤン渓谷の建造物群」として世界遺産リストへの登録申請がなされていたが、登録物件の保護管理体制が十分に整っていないことから1983年の世界遺産委員会で審議延期が決定された。その後紛争等の国内事情により申請書類の改良作業は進まず、1989年の旧ソ連軍のアフガニスタン撤退以降も内戦による混乱が続いて結局世界遺産登録は実現しなかつ

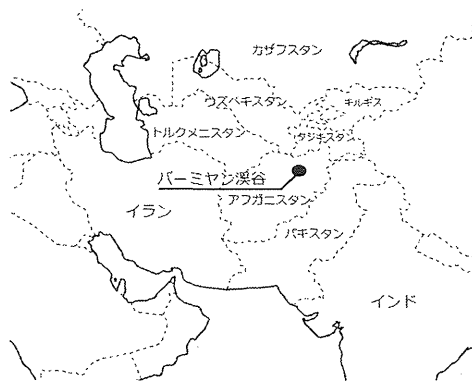


図5 「バーミヤン渓谷」

た。そして2001年3月、当時のタリバン政権のイスラム最高指導者オマール師がイスラム教の教えに基づいて偶像を破壊することを決定した。当時、国連事務総長であったコフィー・アナン氏やユネスコ事務局長であった松浦氏が破壊行為を止めるための説得を試みたがバーミヤン渓谷の二大大仏の破壊は実行され、その様子が動画で世界に向けて報道された。その後、タリバン政権が崩壊して新政権に変わり、破壊された二大大仏像を修復・保護するために2003年7月に「バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群」として世界遺産リストと危機遺産リストの両方に登録されたのである。

バーミヤン渓谷がある地域は長くイスラム教の勢力下にあったため、仏教遺跡である二大大仏などは放置されてはいたが、イスラム教の教えによる破壊という行為はおこなわれなかった。これは他国のイスラム教指導者も認めるように、他の宗教の偶像を破壊せず維持することはイスラム教の戒律には反しないというのが一般的な解釈だからである²⁸。同じイスラム教の勢力下であるエジプトのピラミッドやスフィンクスがこれまで破壊されずに残されてきた事例からもわかるように、破壊行為をおこなうことはイスラム教においてもごく一部の勢力の考え方であり、イスラム教全体が世界遺産条約をはじめとする文化財の保護を否定するものではないことは理解すべき点である。しかし、政治情勢の変化によっては人為的に破壊の脅威が起きる場合があることもまた事実であり、今後の課題として考えていかなければならないのである。

戦争や紛争に関する脅威

次に戦争による破壊に関する脅威について見ていきたい。先に述べたように、戦争や内戦による行為によって文化財が破壊された場合にはハーグ条約が適用され、武力紛争時において文化財の破壊や略奪等の行為をした者に対して罰則もある²⁹ため、破壊行為に対する抑止力としての制度は一応整えられていることから、ここでは登録物件に対する直接的な破壊行為ではなく、戦

争や紛争に関する世界遺産をとりまく状況について事例を提示して見ていくことにする。

最近の事例としては、タイとカンボジアの国境付近にあるカンボジアのプレアヴィヒア寺院(図6)をとりまく問題がある³⁰。プレアヴィヒア寺院は2008年にカンボジアの世界遺産として登録された。当初はタイの外務大臣が支持するなどタイ側からの支持もあったが、その後支持したことが国内法に違反するとしてその外務大臣が辞任し、さらに不法侵入したタイ人4人がカンボジア側に拘束されたことからタイが軍隊を派遣、そしてそれに対応する形でカンボジアも軍隊を駐留して以来両者の睨み合いが続いていた。その後2011年には両軍が交戦状態となって民間人を含め数10人の死傷者が出る事態となり、同年の世界遺産委員会開催時にはタイが世界遺産条約からの脱退を表明するという状況にまでなってしまったのである。この状況に対して現ユネスコ事務局長であるイリナ・ボコヴァ氏は、「世界遺産は、どの国のものという性格のものでは無く、世界遺産を通じて民族間、異文化間、国同士の相互理解を深めるために世界遺産は存在する。タイの冷静な対応と再考を期待する」というメッセージを発表している。

ここからは、世界遺産が隣国であるタイとカンボジアの国境紛争の原因、もしくはその象徴となってしまうことがわかる。世界遺産条約を管轄するユネスコの憲章第1条1項では「国連憲章が世界の諸人民に対して人種・性・言語または宗教の差別なく確認している正義・法の支配・人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を促進するために、教育・科学および文化を通して諸国民間の協力を促進することによって平和および安全に貢献すること」とあり、世界遺産もその根底には平和への願いが込められているとされている³¹が、この事例では、本来は国や文化を超えて相互理解するための平和の砦として存在すべき世界遺産が対立を象徴するものとなってしまうのである。

この事例と似たような事例が起きかねない状況が最近日本においてみられる。それは尖閣諸島(図7)をとりまく状況である。2013年1月に日本政府が「琉球・奄美」を世界遺産登録に申請するための前段階である国内暫定リストへ追加することを決定したことを受け、同年2月に沖縄県石垣市の中山義隆市長が尖閣諸島もその登録対象地域に含めることを日本政府に対して求めると発言したこ

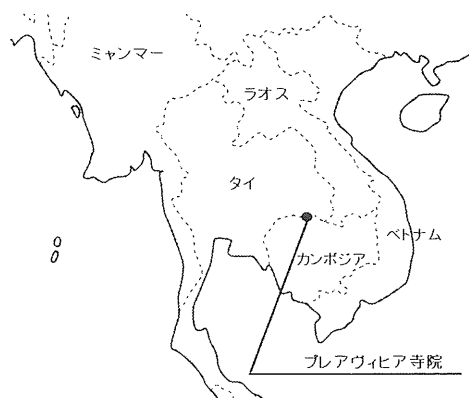


図6 「プレアヴィヒア寺院」



図7 「沖縄県 尖閣諸島」

と³²がその発端である。中山市長の発言内容は、「国際機関に登録が認められれば、尖閣諸島が日本の領土ということがより一層、明確になる」というもので、これが一部メディアによって報道されると早速日中両国のネット上で様々な意見が飛び交うようになり³³、さらには中国の洪磊副報道局長が「日本には中国の領土を登録申請の対象にする権利はない」「日本国内の一部の企てはうまくいかないだろう」などの談話を発表し、また中国国家海洋局も同日に「茶番劇であり、必ず失敗する」との談話を発表する事態となった³⁴のである。

尖閣諸島を世界遺産へ登録することの是非や帰属問題等については本稿の論点から外れる内容であるためここでは触れないが、この事例から言えることは、世界遺産はその経済的・名聲的な価値が高く注目度も大きいいため、世界遺産登録を政治利用することはともすれば国際的な問題を引き起こす危険性を含むということである。中国では観光開発への利用や文化的価値の国際的なお墨付きとして国を挙げて世界遺産登録の獲得を進めており、最近の経済成長から世界遺産登録地域では観光客が押し寄せているなど世界遺産への関心も高い³⁵ため、帰属問題が起きている地域が他国の世界遺産として登録されるかもしれないとなれば当然反発が起きて問題が大きくなってしまいます。まさに平和の砦であるべき世界遺産が対立の象徴となってしまいかねない状況となっているのである。

このように、世界遺産にはその注目度や登録されることによる付加価値の高さから状況によっては争いの種となってしまいかねないという問題がある。注目度が高い世界遺産に登録することによって国際社会から注目されることになるため争いを未然に防げるというような意見もあるが³⁶、ここで挙げた事例のようにその影響力の大きさ故に対立をさらに発展させてしまうというのが現状である。世界遺産が国や文化を超えて相互理解するための平和の砦としてあり続けるためにも、これらのような状況に対して例えばユネスコが当該国に問題解決を強い対応力を持って促すことができるようにするなど、世界遺産制度としてどのように対応していくかを今後の課題として考えていかなければならないのである。

経済開発や観光客の増加に関する脅威

最後に経済開発や観光客の増加に関する脅威について見ていきたい。世界遺産条約の目的の項でも地域開発を進めるための資源として利用するために世界各地で世界遺産登録を目指す運動が行われていることや、松浦氏がそのことによる観光客の増加を世界遺産にかかる脅威のひとつとして挙げていることを紹介したが、現在世界遺産登録地域では観光開発が過度に進むことで保護に影響することが問題視されている。

例えば、動植物などの自然環境が登録対象物件である場合は人間が立ち入らない状況のほうが環境を保護できるという場合が多い。先に紹介した尖閣諸島の事例では、島周辺海域への立ち入りや島への上陸が規制されている現在の状況のおかげで皮肉にも自然環境が保護されているが、石垣市が尖閣諸島を世界遺産登録の対象地域に含めるよう国に求めることを決断した理由を「観光資源として有効活用できれば」とも述べている³⁷ことから、世界遺産登録によって観光開発

や観光客が増加することが予想され、その結果として島周辺へ観光客が訪れるようになれば環境へ影響が出ることも心配されるのである。

自然遺産ほどではないが、文化遺産でも観光開発や観光客の増加によってその保護に影響が出る場合があり、特に人が住む建造物や街並みそのものが登録対象となっている場合にはその問題が顕著に表れる。例えば、筆者の調査地である中国の麗江古城³⁸（図8）では、1997年に世界遺産として登録されて以来観光客が年々増加するなど観光開発が急速に進んでいて³⁹、麗江古城に登録されて

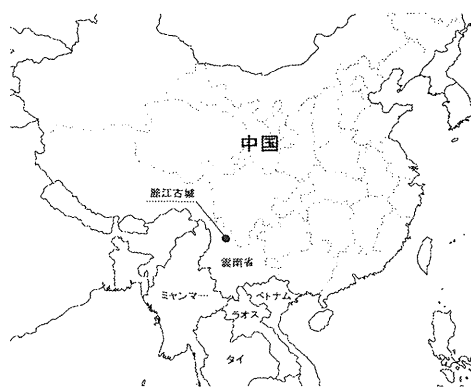


図8 「麗江古城」

いる旧市街区の生活環境が変化したことからそこに従来から住んでいた住民が周辺の新市街区に移り住み、代わって外部から流入してきた商人がこれまで住民が住んでいた民居を使って商売をするという現象が起きている⁴⁰。ここで問題となっているのは、文化遺産として世界遺産登録されている物件が含み持つ文化を創造し継承してきた住民が観光開発が進んで環境が変化したことによって外に出て行ってしまうこと、そしてそこへ外部から商人が流入して商売のために文化遺産である建造物を過度に改装して利用していることである。つまり、過度の観光開発を抑えることができていないことや住民の生活を守ることができていないことが問題となり、世界遺産の文化の継承と保護ができなくなる脅威が迫っているのである。例えば、外部から来た商人は観光客相手に商売することが第一の目的であるため、登録物件やそれに含まれる文化の保護をあまり考えることなく建物を観光客が喜びそうな伝統文化「らしい」見た目の便利で清潔なものへと改装してしまうことが往々にして見られ、問題となっている⁴¹。これに対して麗江市政府も「惠民政策」や「麗江大研古城保護詳細規劃」等の政策⁴²で問題に対応しようとしているが、現状に対して実効性が弱く思うほどの成果は出ていないのである⁴³。

住民の生活や意思を尊重することの重要性

では、観光客の増加や商人による建物の過度な改造を法整備等によって止めることができればそれで世界遺産を保護することができるのだろうか。筆者はそう簡単にはいかないと考える。例えば、麗江古城のような人が現在も住む建造物や街並みそのものが登録対象となっている場合、登録物件である有形の建物や街並みの形態だけを保護し、その文化を創造し継承してきた住民の意思や生活を尊重しないことは、例えれば動物の卵において殻だけを後世に残すために大切に保護し、生命として一番大切な中身を蔑ろにするようなものであり、本当の文化保護とはならないのである。もちろん、現在のグローバル社会の中で急速に進む現代化による変化から文化遺産を保護することは重要である。しかし、人が現在も住み続ける建造物や街並みにおいては、そこに住む人々の生活文化の変化に合わせて少しずつ変化していくことはごく自然なことであり、世界

遺産に登録された時点の不動産を住民の意見を取り入れることなく一律にその変化から保護することが果たして本当に正しい文化保護なのか、筆者は疑問に思うのである。

このことについてひとつの事例を挙げたい。麗江古城と同じく人が現在も住む建造物や街並みそのものが世界遺産に登録されている岐阜県白川村萩町地区の合掌造り集落⁴⁴（図9）では、世界遺産登録以前から住民によって半世紀にわたって自分たちの生活環境のなかで様々な保護活動が進められてきたが、それが外部の研究者から「本物ではない、本物を真似たものを作り出している」という意見によって否定され、そのことによって住民



図9 「白川村・五箇山の合掌造り集落」

の活動や意見を無視した保護条例が制定されるなど住民が自らおこなってきた保護活動が制限されるようになり、住民から「みんなが幸せにいきていけるなら合掌造りなんてなくなってもいい」と保護活動をあきらめるような意見も出てしまっているという⁴⁵。そして、この事例の調査者である才津祐美子氏は、この住民の意見を非常に重いものと受け止めて「世界遺産を守るか守らないか、あるいはどう守っていくのかを決めるのは、他でもない、萩町地区の人々自身なのではないだろうか」と述べている⁴⁶。他方、同じ世界遺産登録物件である富山県五箇山の相倉合掌造り集落では、同じく半世紀にわたり住民全体で話し合っただけで厳しい規制が伴う史跡指定を受け入れるなどの文化保護活動や住民による集落での観光業経営の方針を決定してきており、そのことによって文化保護と観光、そして自分達の生活がうまく両立できていると住民が誇りを持って話してくれるなど、現在でも白川村のような不満は出ていない⁴⁷。

ここからは、現在も人が住んでいる文化遺産においては住民が主体的に活動できることが重要であり、それができなくなることで保護に対する意識が低くなってしまおうということがわかる。ドイツのドレスデンの事例からもわかるように、住民の意見を尊重しないで現状の世界遺産制度の枠組みで保護しようとする、うまくいかずに結局は登録抹消という結果になってしまうという危険がある。もちろん、地方自治が進んでいるドイツであるが故に住民が登録抹消となる結果を選択できたわけであり、他の国であれば行政の指導等によって住民の意見を抑えて登録抹消を回避した可能性もあるが、先に指摘したように、住民の意思や生活を尊重しないで国など外部からの判断で建物等の有形物のみを保護したとしてもそれは本当の文化保護とはならないのである。

また、外部の研究者が指摘する「本物」という概念についてみると、1994年の奈良会議で採択された「奈良文書⁴⁸」によって世界遺産に「真正性（オーセンティシティ、オリジナル）」という概念として登録基準に取り入れられるようになったが、これについて亜細亜大学の小林天心

氏は「本物とニセモノの境界はきわめて曖昧なもの」であり、「つまるところ本物というのはい定の時間をかけ、その土地の暮らしに溶け込んだ文化様式のことである」と述べている⁴⁹。つまり、ドイツのドレスデンの事例も白川村の事例も住民が自ら必要として作ったもので、且つ暮らしの中に一定期間溶け込んだものであればいずれ本物として認められるものになりえる可能性があるということである。ただし、その場合は「文化的景観」の登録基準を意識した、周囲の景観と調和がとれた様式の建造物であることが必須であることはこれまで述べてきたことから理解できるだろう。

これらのことを踏まえて、文化保護を継続していくためにも世界遺産制度において住民の意思や生活にさらに配慮できるような仕組み作りが今後必要とされているのである。

おわりに

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値のある物件を自然遺産や文化遺産として登録し、それを後世に残していくために保護することであるが、世界遺産に登録されることによって注目度が大幅に向上するなどの付加価値が大きいことからそれ自体が登録の目的とされ、本来の保護という目的が達成されない場合も起こりえる。今回紹介した事例からは、世界遺産制度には最終的には世界遺産登録を抹消することしかできないなど保護活動を強力に推し進めるための強い権限がないほか、政治的な力によって世界遺産制度の運営自体に影響が及ぼされるなどの制度上の問題点があることがわかった。また、その登録対象は「有形の不動産」に限られているため、登録物件の文化を創造し継承している住民の生活文化までは現状の世界遺産制度では保護対象となっておらず、人が現在も住む建造物や街並みそのものが登録対象となっている世界遺産登録地域では住民の意思が尊重されないことによる保護活動への弊害が起きていることもわかった。これらの問題点を解決して世界遺産制度による保護活動を今後も遂行していくためには、今回取り上げた事例を参考に改善策を模索し、現状の制度において不足している部分を補っていくことが必要であろうと考える。

参考文献

- 合田昭二・有本信明編、2004、『白川郷—世界遺産の持続的保全への道』ナカニシヤ出版
- 愛知大学国際コミュニケーション学部、2003、『麗江古城のナシ族：生活と文化—2002年度中国フィールドワーク報告書—』愛知大学
- 愛知大学国際コミュニケーション学部、2004、『麗江古城のナシ族：生活と文化（Ⅱ）—2003年度中国フィールドワーク報告書—』愛知大学
- 五十嵐敬喜他編、2007、『私たちの世界遺産①—持続可能な美しい地域づくり』公人の友社
- 石森秀三・西山徳明編、2001、『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告 21
- 垣内恵美子、2005、『文化的景観を評価する—世界遺産富山県五箇山合掌造り集落の事例』水曜

社

- 河原洋子、2009、『中国麗江世界遺産地域における民家の変化と継承—白沙集落を中心とした保存のための考察—』筑波大学大学院世界文化遺産専攻博士論文梗概集 2009
- 才津祐美子、2003、「世界遺産『白川郷』の『記憶』」岩本通弥編『現代民俗誌の地平 3—記憶』朝倉書店
- 才津祐美子、2007、「世界遺産という冠の代価と住民の葛藤」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館
- 佐滝剛弘、2009、『「世界遺産」の真実—過剰な期待、大いなる誤解』祥伝社
- 佐野賢治編、1999、『西南中国納西族・彝族の民俗文化』勉誠出版
- 須藤廣、2005、『観光社会学—ツーリズム研究の冒険的試み』明石書店
- 世界遺産研究センター編、1998、『世界遺産 Q & A—世界遺産化への道しるべ—』シンクタンクセとうち総合研究機構
- 高倉健一、2006、「空間文化による民族研究—麗江古城のナシ族を事例に—」（愛知大学国際コミュニケーション学会『国際コミュニケーション学会 学会賞・努力賞受賞卒業研究集成』愛知大学 所収
- 高倉健一、2009、「世界遺産保護における住民による主体的活動の重要性について」『非文字資料研究年報第7号』所収、神奈川大学非文字資料研究センター
- 高橋暁、2010、『世界遺産を平和の砦に—武力紛争から文化を守るハーグ条約—』すずさわ書店
- 西山徳明編、2004、『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告 51
- 西山徳明編、2006、『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』国立民族学博物館調査報告 61
- 藤木庸介編、2010、『生きている文化遺産と観光住民によるリビングヘリテージの継承』学芸出版社
- 松浦晃一郎、2008、『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』講談社
- 宮澤智士、2005、『白川郷合掌造り Q & A』智書房
- 毛利和雄、2008、『世界遺産と地域再生—問われるまちづくり』神泉社
- 安江則子編、2011、『世界遺産学への招待』法律文化社
- 山下晋司、2009、『観光人類学の挑戦』講談社
- 山下晋司編、2011、『観光学キーワード』有斐閣
- 山村高淑他編、2007、『世界遺産と地域振興—中国雲南省・麗江にくらす』世界思想社
- 吉田春生、2006、『観光と地域社会』ミネルヴァ書房
- 郭大烈編、1999、『納西族文化大観』云南民族出版社
- 郭大烈、2008、郭大烈、『纳西学论集』集民族出版社
- 納麒他、2009、『丽江之路』红旗出版社

世界文化遺産麗江古城保護管理局・昆明本土建築設計研究所編、2006、『麗江古城傳統民居保護
維修手冊』雲南科技出版社

Smith, V. L. eds., 1977, Hosts and Guests: The Anthropology of Tourism, The University of
Pennsylvania Press (三村浩史監訳、1991、『観光・リゾート開発の人類学—ホスト & ゲスト
論でみる地域文化の対応』勁草書房)

楊桂芳他、2005、『世界文化遺産 麗江古城旅遊環境研究』民族出版社

注

¹ 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 <http://www.unesco.or.jp/isan/about/> (参照日
2013.3.31)

² 文末の登録基準一覧を参照

³ 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 <http://www.unesco.or.jp/isan/about/> (参照日
2013.3.31)

⁴ 「危機にさらされている遺産リスト」 <http://www.unesco.or.jp/isan/crisis/list/> (参照日
2013.3.31)

⁵ 松浦晃一郎、2008：pp67-70

⁶ 例えば、本稿で紹介している事例のほか、毛利和雄、2008、『世界遺産と地域再生—問われ
るまちづくり』神泉社や山村高淑他編、2007、『世界遺産と地域振興—中国雲南省・麗江にく
らす』世界思想社など世界遺産を観光資源として利用することに関する研究書には多くの事例
が紹介されている。

⁷ 佐滝剛弘、2009：p75

⁸ 松浦晃一郎、2008：pp241-243

⁹ 世界遺産研究センター編、1998：p38

¹⁰ 世界遺産研究センター編、1998：p34

¹¹ 安江則子編、2011：p15

¹² 高橋暁、2010：p69

¹³ 例えば、本項で事例として挙げている麗江古城でも、2007年の第31回世界遺産委員会の保
存状況審査で観光化による遺産価値への負のインパクトが指摘されたことが報告されている
(河原洋子、2009、『中国麗江世界遺産地域における民家の変化と継承—白沙集落を中心とした
保存のための考察—』筑波大学大学院世界文化遺産専攻博士論文梗概集 2009)。

¹⁴ 松浦晃一郎、2008：p162

¹⁵ 松浦晃一郎、2008：pp223-225

¹⁶ 松浦晃一郎、2008：pp224-225

¹⁷ 佐滝剛弘、2009：pp52-53、及び松浦晃一郎、2008：pp163-164、pp225-226

¹⁸ 松浦晃一郎、2008：p226

- ¹⁹ 佐滝剛弘、2009：pp52-57、及び高橋暁、2010：pp87-88
- ²⁰ 安江則子編、2011：pp36-38
- ²¹ 山下晋司、2009：p94
- ²² 松浦晃一郎、2008：p235
- ²³ 佐滝剛弘、2009：pp56-57
- ²⁴ 例えば、アンコール遺跡はカンボジアの内戦が終了した後の1992年に世界遺産登録と同時に危機遺産リストに登録され、国際的な支援のもとに修復作業が行われて2004年に危機遺産リストから外れた。また、アボメイの王宮群は1984年に竜巻による被害を受けて翌1985年に世界遺産登録と同時に危機遺産リストに登録され、日本政府や世界遺産基金の財政支援およびアフリカ文化人類学研究者である川田順造氏の参加を経て修復作業が行われて2007年に危機遺産リストから外れた。
- ²⁵ 松浦晃一郎、2008：pp176-248
- ²⁶ 「急進派がスフィンクスとピラミッドの『破壊』呼びかけ エジプト」CNN.co.jp <http://www.cnn.co.jp/world/35024363.html>（参照日 2013.3.31）
- ²⁷ 高橋暁、2010：pp49-51
- ²⁸ 松浦晃一郎、2008：pp216-217
- ²⁹ 高橋暁、2010：p69
- ³⁰ 「タイの世界遺産条約脱退（2011年7月19日放送分）」NPO 法人世界遺産アカデミー <http://www.wha.or.jp/?p=3672>（参照日 2013.3.31）
- ³¹ 佐滝剛弘、2009：p264
- ³² 「『尖閣を世界遺産に』石垣市が国に要請へ」MSN 産経ニュース <http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130204/plc13020400560001-n1.htm>（参照日 2013.3.31）
- ³³ 「日本が尖閣の世界遺産を目指す、中国人は大反発＝中国版ツイッター」サーチナ http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2013&d=0217&f=national_0217_006.shtml（参照日 2013.3.31）
- ³⁴ 「『世界遺産登録の権利ない』尖閣諸島めぐり中国」MSN 産経ニュース <http://sankei.jp.msn.com/world/news/130219/chn13021901270002-n1.htm>（参照日 2013.3.31）
- ³⁵ 佐滝剛弘、2009：pp36-38
- ³⁶ 例えば、本項にある石垣市長の発言を取り上げている記事の中でも、東海大海洋学部の山田吉彦教授（海洋政策）が「世界自然遺産への登録は、世界の目をもって尖閣諸島の周辺海域を監視するということになる。周辺海域の海洋資源、水産資源の保全のほか、中国に軍事拠点を作らせないという意味でも登録はメリットがある」と話している。
- ³⁷ 「『尖閣を世界遺産に』石垣市が国に要請へ」MSN 産経ニュース <http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130204/plc13020400560001-n1.htm>（参照日 2013.3.31）
- ³⁸ 世界遺産「麗江古城」は厳密には大研古城、東河古鎮、白沙古鎮の3つの歴史地区がまとめて登録されているが、一般的に麗江古城と言えば大研古城のことを指すことから、本稿でも麗

江古城とは大研古城を指すものとする。

³⁹ 例えば1995年から2000年の5年間で、観光客が年間約70万人から約260万人に、観光収入は約1.6億元から約15億元へと大幅に増加している。このことからわかるように、世界遺産登録によって麗江古城の観光地としての知名度が上がったことで急速に経済が発展している。

⁴⁰ 山村高淑他編、2007、及び藤木庸介編、2010

⁴¹ 高倉健一、2009

⁴² 例えば「惠民政策」では以前に旧市街区に住んでいて外部へ引っ越した者が旧市街区に戻り住んだ場合に住民一人につき毎月10元（約150円、2013年3月時の通貨レートで換算）が給付される。また、「麗江大研古城保護詳細規制」は「外観は原状復元を目指す、建築内部は現代生活の要求を満たすよう改造を進めることができる」というように住民の生活向上を目指しながらも外観の改装を最小限に抑えて町並みの文化的景観を守るといったものとなっている。

⁴³ 山村高淑他編、2007：pp30-39

⁴⁴ 岐阜県白川村萩町の合掌造り集落は、富山県の相倉・菅沼の合掌造り集落と合わせて1995年に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界文化遺産に登録された。

⁴⁵ 才津祐美子、2007

⁴⁶ 才津祐美子、2007：p125

⁴⁷ 高倉健一、2009

⁴⁸ オーセンティシティに関する奈良文書」The Nara Document on Authenticity, Nara Conference on Authenticity in Relation to the World Heritage Convention, Nara, Japan. November, 1994.

⁴⁹ 山下晋司編：pp178-179

世界遺産の登録基準（<http://www.unesco.or.jp/isan/decides/>より引用）

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、ある

いは文学的作品と直接または実質的関連があるもの（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含するもの。

上記基準 (i) ~ (vi) で登録された物件は文化遺産、(vii) ~ (x) で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産となる。

新刊紹介

張 勃 著 『唐王朝の祭り研究』

中国社会科学院民俗学叢書の一冊として刊行された本書は、唐の祭日に焦点を絞った具体的でしかも専門性の高い一書である。

著者は、1972年生まれ、現在、北京連合大学北京学研究所准教授、中国民俗学会理事・副事務長を務め、歴史民俗学・祭事儀礼・社会文化史を専門領域とし、『明の歳時民俗文献研究』・『清明』・『中国祭史通志・祭り編』などの著書もある気鋭の民俗学者である。

唐時代は中国文化祭日史における最も重要な時期であったが、漢と魏以来の伝統祭日慣例を保持しただけではなく、新しい特徴を加えた時代であったという。

著者は国家祭日制度の作成、宮廷・貴族や民間社会の祭日生活など社会全体の視点から、さまざまな歴史文献を利用し、特に唐代に現れた新しい祭りの勃興と伝統的な祭りを新しい視点から見直し、唐王朝の祭り文化の実態と栄光を最大限に復元した。特に唐玄宗誕生祝い祭りの興衰、宗教や胡風文化の影響、

「寒食節」の起源論と変遷などを興味深く解説した。因みに「端午節」という祭りの名称は『唐代考』から実証されたという。

一方、著者はミクロな研究立場から斬新的な手法を導入し、個人的な唐人（李隆基、白居易など）の生活を実例にし、彼らの行動様式や、祭りから生活への影響を深く考察した。

唐の人々は伝統を尊重しながら、異なる文化を取り入れる寛容性を有しており、祭りへの選択や実践も多様多彩である。唐の祭りは唐人の生活リズムを整え、個人的日常生活に活気を与えながら、生産と社会的関係を順調に維持し、日常生活を豊かにすると同時に、国民の意識を鼓舞し、アイデンティティの感覚を養成し、更に帰属意識を高め、革新的な性格の醸成が認められるという。専門家にとっても、中国民俗に興味を持つ方にとっても一読の価値のある新書だと思われる。

(陳 競)

中国社会科学院 2013年3月刊